

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

ソフトウェア企業所得税優遇政策の執行に関連する問題についての公告  
（国家税務総局公告2013年第43号として2013年7月25日発布、2011年1月1日施行）

「中華人民共和国企業所得税法」及びその実施条例、「ソフトウェア産業及び集積回路産業の発展を更に奨励する若干の政策の印刷発布に関する国务院の通知」（国発〔2011〕4号）、「ソフトウェア産業及び集積回路産業の発展を更に奨励する企業所得税政策に関する財政部及び国家税務総局の通知」（財税〔2012〕27号）、「ソフトウェア及び集積回路企業の認定管理に関連する問題についての国家税務総局の公告」（国家税務総局公告2012年第19号）並びに「ソフトウェア企業認定管理弁法」（工信部聯軟〔2013〕64号）の規定に基づき、財政部との協議を経て、ここに、ソフトウェア企業所得税優遇政策の貫徹実行に関連する問題について次のとおり公告する。

一、ソフトウェア企業所得税優遇政策は、認定を経ており、かつ、帳簿調査徴収方式を実行するソフトウェア企業に適用する。ここにいう「認定を経ている」とは、国が規定するソフトウェア企業認定機構によりソフトウェア企業認定管理の関連規定に従って認定が行われ、かつ、ソフトウェア企業認定証書を取得していることをいう。

二、ソフトウェア企業の収入総額とは、「企業所得税法」第6条所定の収入総額をいう。

三、ソフトウェア企業の利益獲得年度とは、ソフトウェア企業が生産経営を開始した後、課税所得額がゼロを上回った最初の納税年度をいい、これには、企業所得税について査定徴収方式を実行する納税年度も含む。

ソフトウェア企業が定期減免税優遇を享受する期間は、連続して計算しなければならない。途中で欠損発生その他の原因により中断してはならない。

四、国に別段の政策規定（国家自主创新模範区に対する規定を含む。）がある場合を除き、ソフトウェア企業の研究開発費用の計算基準は、『企業研究開発費用税前控除管理弁法（試行）』の印刷発布に関する国家税務総局の通知（国税発〔2008〕116号）の規定に従い執行する。

五、2010年12月31日以前に法により中国国内に成立したものの、未だ認定されていないソフトウェア企業は、「企業所得税に係る若干の優遇政策に関する財政部及び国家税務総局の通知」（財税〔2008〕1号）第1条の規定及び「ソフトウェア企業認定基準及び管理弁法（試行）」（信部聯産〔2000〕968号）の認定条件になお従って関連手続を行い、かつ、期間満了まで継続して享受する。優遇期間内は、また信部聯産〔2000〕968号の認定条件に従って年度審査を行う。

六、本公告は、2011年1月1日から執行する。このうち、2011年1月1日以降に法により中国国内に成立したソフトウェア企業の認定管理の整合性問題については、なお国家税務総局公告2012年第19号の規定に従い執行する。2010年12月31日以前に法によ

り中国国内に成立したソフトウェア企業の政策及び認定管理の整合性問題については、本公告第 5 条の規定に従い執行する。集積回路生産企業及び集積回路設計企業の認定及び優遇管理に関わる上記事項については、本公告に従い執行する。

特にここに公告する。

（法令原文名称：关于执行软件企业所得税优惠政策有关问题的公告）

シティユワ法律事務所